

会員銀行宛通知（QR 規格検討会用）

総務省「地方税の納付における統一規格 QR コードの活用に向けた検討について」のご送付について

令和3年5月13日
一般社団法人全国銀行協会

今般、総務省自治税務局電子化推進室から、別添のとおり、各都道府県に対して事務連絡の送付を行っているとして連絡がございましたので、ご参考までにご送付申しあげます。

地方税の納付における QR コードの活用に関しては、金融機関の窓口納付に係る事務のデジタル化により、地方団体および金融機関双方の事務効率化に資すること等が期待される所、金融8団体の連名により総務省に対して早期実現に向けた協力等の要望¹を行ってまいりました。

上記状況のもと、本件は総務省から、地方税共通納税システムの対象税目拡大（令和5年度）にあわせて QR コードの活用を実現する方向性が示されたものであり、実現に向けて、地方税の納付における QR コードの統一規格に係る検討会を総務省と共同で設置する等、当協会としても積極的に協力しているところです。

つきましては、会員各行におかれましては、本件趣旨を踏まえ、必要な対応についてご検討くださいますようお願い申しあげます。

以 上

¹ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/opinion/2021/16724/>

事務連絡
令和3年4月28日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局電子化推進室

地方税の納付における統一規格QRコードの活用に向けた検討について

令和3年度税制改正において、地方税共通納税システムの対象税目に賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、これらの納付を電子的に行うことができるよう、所要の措置を講ずることとされました。その具体的な実現方策については、地方税における電子化の推進に関する検討会（座長：辻琢也一橋大学大学院法学研究科教授）において、納付書にQRコードを印刷し、当該QRコードに格納された情報を活用する方策を含めて検討されているところです。

地方税の納付におけるQRコードの活用については、地方税共通納税システムにおける納付時に、納税者の入力等の操作が正確かつ簡単になることのみならず、金融機関の窓口納付に係る事務のデジタル化により、地方団体及び金融機関双方の事務効率化に資すること等が期待されます。

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、従来に増して迅速に地方税務手続のデジタル化を進める必要があることや、地方団体の基幹税務システムの改修を効率的に行う観点等から、地方税共通納税システムの対象税目拡大（令和5年度）と合わせてQRコードの活用を実現するため、地方税の納付におけるQRコードの統一規格に係る検討会を設置するなど、早急に検討を進めていく予定です。

地方団体の基幹税務システムの改修については、今後、地方税共同機構から地方団体のシステム改修に係る予算要求のための見積参考資料が提示される予定です。各地方団体におかれては、令和4年度予算要求において、必要なシステム改修の経費を適切に見積もることができるよう、準備をお願いします。

なお、市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

【連絡先】

総務省自治税務局電子化推進室
担当：小櫻係長、岡事務官
TEL：03-5253-5663